

[居宅介護支援重要事項説明書]

あなた（または、あなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問して下さい。

1 居宅介護支援を提供する事業所について

事業者名	社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
代表者名	会 長 濱 田 澄 夫
所在地	有田市宮原町東215番地 電話番号 88-2750 FAX 88-2033

2 居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	有田市社会福祉協議会
介護保険 指定事業者番号	指定都道府県名 和歌山県 指定事業者番号 3071500023
事業所所在地	有田市宮原町東215番地
連絡先 担当する介護支援専門員	電話番号 88-2750 FAX 88-2033 氏 名
事業所の通常の 事業実施地域	有田市

(2) 事業の目的

要介護者からの相談あるいは要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の作成をするとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅介護事業者、介護保険施設、行政等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(3) 運営方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮いたします。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

- ③ 利用者の意思及び人格を尊重するとともに常に利用者の立場に立ったサービスを計画立案し、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、利用者は複数の居宅サービス事業者等の紹介や、当該事業者のサービスを計画に位置付けた理由の説明を求めることが出来ます。
- 居宅介護支援の開始に際し、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスについては、前6か月に作成した全体のサービス計画に占める各サービス毎の割合や、同一事業所によって提供されたものの割合について適宜説明し、利用者に同意を得るよう努めます。また、その内容については、介護サービス情報公表制度にて公開されます。
- ④ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) サービス提供中に当該事業所の職員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。
- ⑤ 苦情・ハラスメント処理
- 提供した事業に関する利用者からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 衛生管理
- 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染症予防に関する会議等において対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。
- ⑦ 事業継続計画
- 感染症や非常災害が発生した場合において、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定し、その計画に基づき研修及び訓練を実施するものとする。
- ⑧ 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成30年有田市条例 第12号)を遵守します。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（但し、国民の休日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	8：30～17：15

(5) 事業所の職員体制

常勤職員 2名	内 1名は主任介護支援専門員で管理者と兼務
---------	-----------------------

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込み下さい。職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。但し、利用者の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には契約終了を希望する日の1週間以内であっても申し出によりこの契約を解約することができます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介させていただきます。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合、または要支援1、要支援2と判定された場合

④ その他

利用者やご家族などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為をおこなった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 介護支援専門員の変更、調査の方法等

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される場合はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	○	ガイドライン、五大ソフト（オリジナル）
介護支援専門員への研修	○	随時実施

4 利用者宅への訪問頻度の目安

利用者の要介護認定期間中、概ね1ヶ月に1回程度

※上記以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合は訪問することがあります。

5 保険料滞納者の利用料の支払い方法について

① 利用料の請求	(ア) 利用料は、契約書(別紙1)の表に基づいたものとなります。 (イ) 請求書は、利用明細書を添えて利用のあった月の翌月15日までにお届けします。但し、請求額のない月はお届けしません。
② 利用料の支払い	利用料は請求月の20日までに現金払いの方法でお支払いください。

※利用料の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者および事業者の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、サービス担当者会議において、利用者あるいは利用者の家族の個人情報を予め同意を得ない限り用いません。 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 緊急時の対応及び損害賠償について

事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供中に利用者の体調が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、居宅介護支援の提供により、賠償すべき事態が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 社会福祉法人 有田市社会福祉協議会	所在地 有田市宮原町東215番地 TEL 88-2750 FAX 88-2033 受付時間 8:30~17:15 受付担当者 木原 見千子
【市町村窓口】 有田市役所高齢介護課 介護保険係	所在地 有田市箕島50番地 TEL 83-1111 FAX 83-6205 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 和歌山県国民健康保険団体連 合会 和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市吹上2-1-22番地 TEL 073-427-4665 FAX 073-427-4664 受付時間 9:00~17:45 所在地 和歌山市手平2丁目1-2番地 和歌山ビッグ愛(7階) TEL 073-435-5527 FAX 073-435-5584 受付時間 9:00~17:30

9 当協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 濱田 澄夫
本社所在地・電話番号	有田市宮原町東215番地 有田市福祉館なごみ内 TEL 88-2750
定款の目的に定めた事業	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 居宅介護支援事業 (9) 生活福祉資金貸付事業 (10) 心配ごと相談事業 (11) 成年後見制度に関する事業 (12) ボランティア活動の振興

	(13) 生活支援体制整備事業 (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業
営業所数	居宅介護支援 1ヶ所

10 重要事項説明について

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」(平成30年有田市条例第12号)の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	説明年月日	令和 年 月 日
事業者	所在地	有田市宮原町東215番地
	法人名	社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
	名称	有田市社会福祉協議会
	説明者名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、内容に同意し、受領しました。

説明同意日 令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

<別紙1>

居宅介護支援の内容、利用料について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料
①居宅サービス計画の作成	契約書別紙2に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」をご参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	介護保険制度から10割給付されるので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納がある場合は、契約書(別紙1)の表に基づき現金で支払っていただきます。この場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、利用者は後日この証明書を有田市役所の窓口へ提出することで払い戻しを受けることができます。
②居宅サービス事業者との連絡調整			
③サービス実施状況把握、評価			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

(居宅介護支援の手続き・取り扱いに関するその他の事項)

1 医療機関との連携・連絡調整について

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際して、利用者の体調、状況を把握し、適切なケアマネジメントの実施や質の向上を図るため、利用者が医療機関を受診する際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師と利用者等で情報の共有を行い、これらの情報を介護サービス計画に記録した際は、加算を算定します。

予め、利用者又はその家族に対して、病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院等に伝えて頂きますようお願いいたします。

2 医師又は関係機関への情報提供について

介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報の提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活に関する情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得たうえで、医師又は歯科医師、関係機関に提供します。また、訪問看護等医療系のサービスを利用する場合は、主治医(入院時の主治医を含む)等の意見を求め、作成した居宅サービス計画を主治医に交付するものとします。

3 サービス内容に関する検討・届け出について

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、その妥当性を検討し、居宅サービス計画に必要な理由を記載するとともに、当該サービス計画を市町村に届け出するものとします。

4 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整について

指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が、利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定することが出来るものとする。

5 利用者への説明・同意に係る見直し

指定居宅介護支援事業者は、利用者の利便性の向上や事業者の業務負担を鑑み、ケアプランや重要事項説明書等における利用者への説明・同意について、政府が示した以下の見直しについて検討し、事業所の体制が整った場合は、順次変更するものとする。

- (ア) 書面での説明・同意を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- (イ) 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

その他の費用について

交通費請求の有無	通常の実施地域（有田市内）の場合	－	無し
	その他の地域（有田市外）の場合	－	有り
通常の実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合は、次の額を徴収する。			
(1) 通常の実施地域を越える地点から片道5km未満			200円
(2) 通常の実施地域を越える地点から片道5km～10km未満			400円
(3) 通常の実施地域を越える地点から片道10km以上の場合は1kmごとに40円を加算			

<計画作成費>

居宅介護支援費（Ⅰ） <取扱件数45件未満>	
要介護 1・2	10,860円/月
要介護 3・4・5	14,110円/月
居宅介護支援費（Ⅱ） <取扱件数45件以上60件未満>	
要介護 1・2	5,440円/月
要介護 3・4・5	7,040円/月
（45件以上60件未満の部分のみ適用）	
* 45件未満の部分は居宅介護支援費（Ⅰ）を適用	

居宅介護支援費（Ⅲ） <取扱件数60件以上>	
要介護 1・2	3,260円/月
要介護 3・4・5	4,220円/月
（60件以上の部分のみ適用）	
* 45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費（Ⅱ）を適用	

<加算について>

初回加算	3,000円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/月	
※利用者一人につき1月に1回を限度		
退院・退所加算		
	カンファレンス参加 （無）	カンファレンス参加 （有）
連携 1回	4,500円	6,000円
連携 2回	6,000円	7,500円
連携 3回		9,000円
※入院または入所期間中に1回まで算定可能		
通院時情報連携加算	500円/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回	
※1月に2回まで算定可能		